令和５年４月２６日

市内介護サービス事業所　管理者　様

川西市　福祉部　介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の各取扱いの変更等について

平素は、本市の介護保険事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、みだしのことにつきまして、令和５年５月８日以降の取扱い等について、下記のとおり変更いたしますので内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

記

**１．新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の報告について**

令和５年５月８日以降は、新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の**報告は不要**となります。ただ

し、10名以上感染者が発生した場合は、地域福祉課へ事故報告として報告をお願いいたします。

（参考）事故報告の範囲について　※介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領から抜粋

２　報告の範囲

(２)食中毒及び感染症等の発生

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののう

ち、原則として１類、２類、３類とする。

ただし、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては感染症胃腸炎「ノロウイルス」

や疥癬の発生など利用者等に蔓延するおそれのある場合並びに新型インフルエンザに係るクラス

ター（集団発生）の報告を健康福祉事務所（保健所）に行った場合又は当該報告を行わない場合

であっても事業者の判断で休業を行う場合などサービス提供の継続に支障をきたすような場合も

担当課へ連絡する。

**２．新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の考え方について**

令和５年５月８日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控える

かどうかは、個人の判断になります。しかしながら、高齢者施設等には重傷化リスクを有する高齢者が

多く生活することを踏まえ、別添の「５類移行後の新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の

考え方（厚生労働省通知）」をご確認いただき、各施設において新型コロナウイルスに罹患した従事者

の就業制限を考慮してください。

**３．新型コロナウイルス感染症の感染症法位置づけ変更に伴い終了となる事業**

　・新型コロナウイルス感染症対策に係るWeb相談事業

　・市職員による新型コロナウイルス感染症対策応援訪問事業

（お問い合わせ）

川西市福祉部介護保険課　適正化担当：髙橋・新家

電話：072-740-1149